

## 平成28年度 第1回 千葉市社会教育委員会議事録

1 日 時：平成28年4月11日（月）午前10時00分から正午まで

2 場 所：千葉ポートサイドタワー 12階 第二会議室

3 出席者：（委 員）

岩切裕委員、小川直哉委員、小椋政子委員、金田榮弘委員、上妻陽子委員、高塚隆委員、田原洋子委員、長澤成次委員、西川明委員、松波真由美委員、吉井博委員

（事務局）

大崎賢一生涯学習部長、増岡忠生涯学習振興課長、大塚暁生涯学習振興課長補佐、田島寛純生涯学習班主査、野中智史生涯学習班主任主事、丘本新生涯学習班主任主事、石川哲生涯学習班主任主事

### 4 議 題

(1) 公民館のあり方について

(2) その他

### 5 議事の概要

(1) 公民館のあり方について

公民館への指定管理者制度の導入について、事務局から説明があり、委員により審議が行われた。

(2) その他

次回会議は4月19日に開催することとした。

### 6 会議経過

・議事に先立ち、事務局から職員の紹介、資料確認、会議の成立（12人中11人出席）・公開、会議録の承認方法等について説明・報告がなされた。

(1) 公民館のあり方について

公民館への指定管理者制度の導入について、事務局から説明があり、委員により審議が行われた。

### 議事要旨

（西川議長） 議題1 「公民館のあり方について」でございます。資料について、事務局から説明をお願いします。

（増岡生涯学習振興課長） 資料1 「社会教育委員会議における公民館のあり方に係る審議状況」につきましては、前回お配りした内容に加えて、平成27年度第3回社会教育委員会議でお寄せいただいたご意見を追記したものでございます。資料2につきましては、前回お配りしたものと同じでございます。

（西川議長） それでは、前回に引き続き、委員の皆様のご意見、ご質問等をお寄せ

いただき、議論を深めていただきたいと存じます。

(吉井委員) 事務局としては、この会議でどのような提案をしたいのか、再度確認したいと思います。公民館に指定管理者制度を導入したいということですか。

(増岡生涯学習振興課長) そのとおりで、公民館に指定管理者制度を導入したいということです。

(吉井委員) 了解しました。

(長澤副議長) 本来はこのような事項では教育委員会から諮問いただき、じっくりと時間をかけて議論して、社会教育委員会議から答申をする形式を取るのが筋であると考えております。私からは再三このことを提案しているのですが、教育委員会からは諮問いただけておりません。

それにも関わらず、前回唐突に「公民館への指定管理者制度の導入について(素案)」が示され、今回4月11日、19日に会議を開催して意見をまとめるという。通常、年2、3回開催の社会教育委員会議を1か月中に2回も開催するというのは初めてだと思います。なぜこのように急ぐのでしょうか。事務局の意図がよく分からないのですが。

(増岡生涯学習振興課長) 確かに、前回の会議で初めてまとめた形をお示ししましたが、各要素については平成24年度から個々にお示ししてご議論いただいていると考えております。

また、4月に2回開催するのは、ご意見がほぼ出そろっているため、公民館のサービス向上を進めるためになるべく早くご意見をまとめていただきたいと考えているためでございます。

(吉井委員) 諮問していただきたいという提案に対するご回答は。

(増岡生涯学習振興課長) 今まで社会教育委員会議として、諮問の形式を取らずに長くご議論いただいておりますので、この形でご意見をいただきたいと考えております。

(田原委員) 平成24年度からこの件について議論してきて、今年度中にまとめたという意向でしょうか。

(増岡生涯学習振興課長) サービス向上のため、できるだけ早くまとめたと考えております。

(高塚委員) 私は途中からこの会議に参加しておりますが、今までこのやり方で議論を積み重ねてきたのですから、それを引き継ぎ、このままの方向でまとめてもらいたいと思います。

(長澤副議長) 平成24年度から議論してきた流れについては確かに高塚委員のおっしゃる通りですが、前回いただいた資料には初めて見る部分が多くあります。これまでの議論も踏まえながら、素案についてしっかり議論を進めていくべきであり、4月の2回だけでまとめるというのは時間が短すぎると思います。

例えば、「柔軟な職員配置による管理運営費の再配分」についてですが、予算の枠に変化がないとすると、管理運営費を捻出するためには人件費を削減しなければなりません。すなわち非正規化が進むことになります。

また、市民サービスの向上と経費の縮減が指定管理者制度導入の目標ですが、経費を再配分しただけでは経費の縮減にはなりません。

(大崎生涯学習部長) 指定管理者制度の導入を含めた運営手法のあり方につきましては、平成24年度からご議論いただきました。その中で、具体的なメリットを含めた説明もさせていただきました。ただ、仮に指定管理者制度を導入すると費用がどの程度になるなど、数値を含めた説明というのは困難ですので、お示しできる範囲で説明させていただき、その上で委員の皆様にご意見を堅持すべきなのか、新たな手法を導入すべきなのか、3年間に渡り様々な議論をしていただきました。

そのほか、今も公民館は講座の開催やサークル・団体育成などを積極的に行っているのですが、なかなか公民館利用者が増加しない状況、市の財政状況が厳しく、公民館利用者を対象としたアンケート調査で「講座の充実に関心がある」という意見をいただきながら、管理運営費が十分確保できず地域の実情に応じた講座の充実が図れない状況、このような背景等を踏まえ、使用者の方々により親しまれる公民館にするため、できるだけ早い段階で指定管理者制度を導入したいと考えております。

確かに、長澤副議長のおっしゃるとおり、指定管理者制度の導入の目標は市民サービスの向上と経費の縮減ですが、我々は、経費の縮減を最優先にするのではなく、あくまでも市民サービスの向上に努めるための指定管理者制度導入であると考えております。また、一部の経費を減らさなければ増やすことができないという点はおっしゃるとおりです。ただ、このままの職員体制で運営することになると、人件費の占める比率が非常に高いままという現状がございますので、指定管理者制度を導入することで柔軟な職員配置によって人件費を一部圧縮させていただいて、その費用の一部を施設の修繕や公民館図書室の図書購入や講座の充実に回すことで市民サービスの向上を図りたいと考え、説明させていただいたところでございます。

具体的な数値としてのメリットは、市として方向性を定めた上で予算編成過程を経なければお示しすることはできませんが、この制度導入にあたっては市民サービス向上に資するよう、今以上の費用を充てたいと考えていることについてはご理解をいただきたいと思っております。

なぜこんなに早く議論するのか、というお話が先ほどからございますけれども、平成24年から3年間議論していただいて、様々なご意見がある中で、大方のご意見は「指定管理者制度導入もやむを得ない部分があるのではないか。」というのが議事録等から見ていただきたい方向性ではないかと思っております。その上で、3月25日に素案を示させていただいたところです。確かに、長澤副議長のおっしゃる諮問・答申すべきであるというご意見については、認識しておりますけれども、3年間議論してきて意

見についてはほとんど出尽くしていると考えております。

前回会議では、「意見書」という形ではまとまらないというご意見が出されたことから、「意見の取りまとめ」で対応させていただきたいとお願いしたところでございます。

(西川議長) 今回会議の論点は2つあります。一つは、平成24年度から積み重ねてきた「公民館のあり方について」で、もう一つは、前回資料に示された「公民館への指定管理者制度の導入について」の内容についてです。

(岩切委員) 私もこの議論については途中から加わったのですが、事務局提案の素案は、これまでの議論を踏まえて整理したものではないかと思えます。

長澤委員にうかがいますが、「公民館への指定管理者制度の導入について」の資料中、以前までの議論から逸脱している部分は具体的にどこでしょうか。

(長澤副議長) 特に3つの点が新しい提案だと考えます。

1つ目は、先ほど問題にした「柔軟な職員配置による管理運営費の再配分」という部分です。

2つ目は、「基本施策2」の47館全部を一旦教育振興財団に指定管理に出した後、「合意形成等の条件が整った地域に対して『地域参画』を導入する」という部分です。「地域参画」の方が望ましいと考えているのならばなぜそのまま導入せず一度指定管理者に任せるのか疑問です。

3つ目は、「指定管理者制度導入のメリット」の「3 生涯学習センターとの連携の推進」の中の「公民館本部」の部分です。公民館本部を作って一元化して企画するという考え方は、地域に根差して課題解決していく公民館の考え方に明らかに逆行すると考えます。

(金田委員) 私も途中からこの会議に参加しておりますが、資料を見る限り、「公民館への指定管理者制度の導入について」は、ある程度今までの議論を踏まえたものとみております。

「柔軟な職員配置による管理運営費の再配分」の中で、「再配分」という言葉は初めて出たものですが、柔軟な職員配置によってメリットがあるということは以前から説明を受けております。

また、「地域参画」についてですが、これは以前に議論しております。最初は、財団の指定管理と並行して、一部の公民館で地域団体に指定管理させるという案だったと記憶しています。これについては、当時の会議で慎重に取り扱うべきとの意見を受け、今見るようなかなりトーンが弱くなった形で示されたと理解しております。

また、財団が公民館を指定管理することにより生涯学習センターと公民館が一元管理されることは、生涯学習センターの講座企画のノウハウが公民館に活かされて充実するなどメリットであるとは私は考えておりますし、一元化の考え方についても今まで説明がなかったということはないと思えます。

(田原委員) 「地域参画」の当初案については、私もこの会議でかなり強く反対したことを覚えています。

(増岡生涯学習振興課長) 「地域参画」については、おっしゃる通り最初は「地域管理」として、公民館の予算を全て地域の団体に委ねて施設の管理から講座の企画までしていただくという形でありましたが、地域団体との話し合いの中で変化してきました。

地域の団体も、やはり施設の管理はノウハウがなく、そこまで責任を負うのは難しいと考えるようになり、話し合いを何度か進めていく中で、「地域管理」よりは地域の交流拠点と言う考えに基づき、広い意味で「地域参画」という形になっています。

その結果、公民館の主催する一部の講座の企画に関わる形で参画していただくこととなり、緑が丘公民館と打瀬公民館でそのように進めております。また、松ヶ丘公民館につきましては、地域の方々が子どもの見守りを中心とした地域の交流拠点という位置づけでの参画となりました。

(長澤副議長) 公民館が住民と共に事業を組み立てていくのがもともとの考え方であり、地域と密接な関わりがあります。以前公民館フォーラムでも事例発表をしていただきましたが、講座の開催にも地域の力を多く活用しています。つまり、直営でもソフト面ではある意味「地域参画」は現時点で実現されています。

それなのにわざわざこれから指定管理者制度を導入し、そこから「地域参画」を導入していく、という考え方はおかしいと思います。

(増岡生涯学習振興課長) 現在の「地域参画」は先ほど申しあげたとおり、地域の協力により公民館をよくしていこうとしている状況ですが、将来的には、当初案に近い形での「地域参画」も視野に入れております。

(長澤副議長) 特に館を限定しなくても、47館全てで「地域参画」を行うことは公民館活動として当然のことではないでしょうか。

(大崎生涯学習部長) 47館全てで地域管理を進めるとしても、地域力に格差があるのも事実で、将来、公民館の地域管理等を引き受けられるだけの地域リーダーの育成には相当の時間を要すると考えています。生涯学習センターで教育振興財団が指定管理を担ってから14年以上、リーダー育成・養成研修を事業として行っております。そこで、このノウハウを活かして地域リーダーを養成し、地域の状況に応じて直接的・間接的に公民館運営に携われるような形を作っていかなければならないと考えております。

なお、「生涯学習センターとの連携の推進」については、地域性を否定しているのではなく、たとえばパソコン講座のように、各館で同じような講座を行う場合について、一元化することで実施コスト削減のメリットがあると考えているということでございます。

(岩切委員) 私も今回の提案が全く新しいものだとは考えていません。「一元化」と強い表記がされているので少し驚くところもございますが、生涯学習センターを中心とする体系については以前に示されていたと思います。

地域がボランティアなどで行う自主的な講座もよいが、「市民のニーズにこたえていく」ということになれば、専門家により提供される専門性の高い講座もあった方がよいと思います。そうすると地域だけで対応するのは困難だと思いますが、財団が指定管理することで実現できるのではないのでしょうか。

(高塚委員) 財団と協議していく経過はどのようになっているか教えてください。

(増岡生涯学習振興課長) 財団とは現在も含め常に情報共有をしながら協議を進めております。指定管理の順序としては、教育委員会が指定管理の基準を示し、それに対して財団が「提案」という形で行います。また、指定管理後も、定期的にモニタリングをきちんと行い、効果を検証しながら進めていきます。

(長澤副議長) 市の基準では指定管理は公募が原則です。私としては制度そのものには否定的ですが、ともかく、いろいろな団体が競争することでサービスの質が向上し、経費が節減されるという仕組みです。しかし今回の提案は47館全体で非公募という形式です。指定管理者制度の枠の中で経費が節減できるのか疑問です。

生涯学習センターの指定管理委託料は、平成26年度1館で年間5億8千万円、来館者は10数万人。一方公民館は47館全体で予算は年間12億円で利用者は合計約117万人です。費用対効果で見ても公民館の方が高く、指定管理者制度を導入することで経費節減がなされるのか疑問であり、この状況で「柔軟な職員配置による管理運営費の再配分」が実現できるとは思えません。

また、公民館は社会教育施設であり、そこで教育を行うには優れた人材の配置が不可欠です。OB職員等を活用して人件費を圧縮するということですが、そうすることで、そこで働く人たちが本当に意欲を持って働くことにつながるのか、職員の継続性・専門性の向上と言っているけれども正規職員を非正規化して大丈夫か。また、47館の公民館に正規の職員がいなくて、災害時に避難所として適切に対応できるか疑問です。

東日本大震災の後、私の研究室で千葉市の公民館について調査をしたところ、市民の方はみんな公民館を頼りにしています。そのような中、もし災害が発生したとき、職員体制がどうなるのか分からない状態で「やむを得ない。」という形で指定管理に出すということをやっているのか非常に疑問です。

(高塚委員) 確かに指定管理は公募の例が多いのですが、必ずしも複数団体で競争させなければならないということではないと思います。価格競争が過剰になった結果金額のたたき合いになり「安かろう悪かろう。」になってしまい失敗した事例もあります。公民館のような施設は、財団のようなきちんと運営できるところにきちんと頼むのがよいやり方だと考えます。

(長澤副議長) 今の高塚委員さんのご発言では、費用対効果はあまり重視しないと受け取れるのですが。

(高塚委員) 費用対効果を無視しているわけではありませんが、質の良いものを提

供するにはそれなりの費用が掛かる、経費節減を第一にすべきではない、ということです。ですから競争をさせず非公募とすることは問題ないと思います。

(長澤副議長) しかし、素案の「課題」として「厳しい財政状況」と示されているように、経費の節減は、この指定管理者制度の導入の主たる目的となっているように思われます。

また、素案中「受益者負担の設定について」という記載があります。このことから見ても、公民館に指定管理者制度が導入されれば確実に有料化すると思います。現在、財団が指定管理している生涯学習センターも有料化されています。生涯学習センターが有料であるのに、公民館では無料を維持していくということはありえないと思います。

教育委員会では公民館を子どもの居場所づくりを公民館で進めていこうとしています。また、高齢化が進む中で公民館は身近な施設としてますます重要性になっていきます。そのような中で公民館が有料化されてしまえば、気軽に使うことのできる施設となっていくのか疑問です。「慎重に判断すべきもの」とありますが、指定管理者制度が導入されれば公民館は確実に有料化すると思います。

(大崎生涯学習部長) 前回の社会教育委員会議でもご説明いたしましたが、今回の指定管理者制度の導入にあたって、公民館を有料化することは考えておりません。生涯学習センターは、生涯学習の中核施設であり、社会教育施設とは性格等が異なるため、施設の貸出にあたって必要最小限度の経費をいただいております。公民館は社会教育施設という位置づけで指定管理者制度の導入を目指しており、確かに、利用している人と利用していない人とのそれぞれの受益者負担に対する考え方があるのは事実です。

しかしながら、公民館は、市民の学習の場であるとともに地域の様々な課題を解決するための人材育成等を進めていく施設であるという位置づけであり、制度の導入と同時に有料化するという考え方は教育委員会としては持っておりません。

当然、5年後、10年後も必ず有料化しないということをここで私が約束することはできませんが、社会教育施設という枠組みを守っていくこと前提に考えております。

また、公民館は社会教育施設ですから、それなりの専門性を持った職員の配置が必要であります。これまでも、公民館に配置された職員の工夫で一定の成果もありましたが、教育委員会直営では、経費の問題と2、3年で職員が異動するという問題があり、専門家の育成が難しい状況にあります。

公募・非公募についてですが、先行して指定管理者制度を導入したコミュニティセンターは貸館が主たる業務であり、民間事業者でも担えるということで、事業者を公募し、施設は有料化されています。ただし、公民館は社会教育施設としての役割を果たしていく必要があり、コミュニティセンターのように単純に建物の維持管理を主とする業者に委託すればよいとは思っていません。

そこで、市の業務を代替・補完する外郭団体の活用を考え、指定管理者制度運用ガイドラインの規定の「管理運営に公正性、安定等が強く求められかつ、外郭団体が管理運営を行う必要性が高いと認められる施設は、非公募により、外郭団体を指定管理予定候補者とする。」に従い、また、社会教育・学校教育の専門家を多く職員に抱えて

いる財団のノウハウを活かした運営を期待し、財団を非公募で指定管理者としたいと考えるものです。

また、公民館が市民の身近な公共施設としての役割をこれまで果たしてきたということもありますので、市のOBを活用しつつ必要な職員を確保して対応しつつ市民サービスの充実と公民館の活性化に努めていきたいと考えております。

(松波委員) 仮に指定管理者制度が導入されると管理運営費を再配分するということで、人件費を減らすということですが、デメリットはあるのでしょうか。稲浜公民館では、ここ数年で同じ内容の体操教室の実施回数が8回から4回に減った事例があります。これは人件費が減った影響ではないでしょうか。

(増岡生涯学習振興課長) 今、松波委員がお話しされている事例は、講師謝礼が減額されている弊害ということになります。ここで縮減する人件費とは、職員の給与です。市の人事体制ではどうしても硬直化しがちですが、財団の場合、生涯学習センターの例を挙げますと、正規の職員の他、契約社員、嘱託職員、非常勤職員など柔軟な職員配置を行っております。管理運営費の再配分が行われると、その分講師謝礼を手厚くして松波委員がおっしゃるような講座について再度実施回数を増やすことも可能になります。

(松波委員) つまり、指定管理者が職員に支払う賃金全体は直営よりも少なくなるということですか。

(増岡生涯学習振興課長) 全体としてはそうなりますが、人員配置を多少手厚くすることができると考えております。今後、財団の提案から出てくる内容次第ですが、現在の地区公民館で発生している一人勤務日の解消などが期待できると考えております。

(松波委員) 教育振興財団とはどのような組織ですか。

(増岡生涯学習振興課長) 市が教育の専門集団として設置した外郭団体で、生涯学習センター、美術館、埋蔵文化財調査センター、千葉市民ギャラリー・いなげを指定管理している公益財団法人です。

(高塚委員) 高齢化に伴い、現役で働きたい高齢者世代が増えています。専門的知識も習得しているこのような人材を活用することで人件費を削減できるのではないのでしょうか。

(吉井委員) 会議の進め方について改めて伺います。教育委員会としては指定管理者制度の導入の是非について結論が欲しいという理解でよろしいですか。

(増岡生涯学習振興課長) 今までの議論の流れでは、会議として全会一致のご意見をいただくのは難しいと思います。多数決を取ることも方法としてはございますが、



前回会議での委員の皆さんから出たご意見では、賛否両論を併記した今までの意見を取りまとめた形になるのかと思います。

(吉井委員) 4月に2回開催するという事は、次回でまとめたいというお考えでしょうか。

(増岡生涯学習振興課長) できるだけ早くいただければありがたいと考えております。

(田原委員) この素案に対しては、社会教育委員として会議中、意見を自由に述べればよいのではないのでしょうか。私としては、指定管理者制度の導入はやむを得ないと考えますが、「受益者負担の設定について」の記述はいらないと思います。公民館は社会教育施設なので、指定管理者制度の導入後も、公民館は無料を堅持することを明記すべきと考えます。

(長澤副議長) 現在、公民館には各区に運営審議会があり、各館に運営懇談会を設置し、住民と共に公民館運営を行っていくというシステムを持っています。これは千葉市独自の制度であり誇るべきものだと考えております。このような中で、なぜ「地域参画」を導入するのでしょうか。公民館運営審議会や公民館運営懇談会を活性化していくことで、直営のままで公民館はとてよ良くなっていく可能性があります。

先ほどの事務局説明では、現在の公民館のサービスが行き届いていないところがあるとおっしゃられましたけれども、実際のところは、職員は少ない事業費の中で工夫を凝らして大変頑張っていると思います。なぜ教育委員会は、現在の職員にもっと公民館をよくしていこう、と呼びかけないのでしょうか。なぜ指定管理を導入すれば今の公民館の魅力倍増と言えるのでしょうか。私には理解できません。

(大崎生涯学習部長) 公民館職員も限られた事業予算の中で精いっぱい努力しております。議会等でも説明させていただいているとおり、公民館の主催事業費は公民館全体の管理運営費の1%に過ぎず、大半が人件費が占めているのが現状でございます。ではなぜそのような少ない予算で主催事業ができていくのかと言いますと、職員の創意工夫により、地域の皆さんやボランティアの協力を得て維持されている現状にあります。長澤副議長がおっしゃったとおり、公民館運営審議会、公民館運営懇談会の委員の皆様を含め、利用者の方たちが一丸になって公民館の運営に協力していただいている成果だと考えております。しかしながら、ずっと現在の状態を維持できるかと難しい。そこで、現在の管理運営費の状況を少しでも改善して、健康・介護・地域の絆づくりなど、公民館に期待されている地域課題の解決を図る事業をより多く実施できるようにしていきたいと考えております。

また、私どもは、決して教育振興財団に任せればよいと考えているわけではございません。教育振興財団が持っている知識と経験を活かすため、教育委員会が連携して公民館の活性化に努めていかなければならないと考えております。

導入後も、モニタリング等を適正に行い、引き続き教育委員会でも人材育成等努力してまいります。財団に全部任せればよいと考えているわけではありません。

(長澤副議長) 運営審議会は公民館の運営に関して審議する重要な附属機関です。各公民館運営審議会に対してこの素案を説明する予定はないのでしょうか。

本来であれば、この件については、各館長さんから公民館運営審議会に諮問して、しっかり議論することで公民館運営審議会の委員さんも公民館をどうするか考えることになり、公民館の力をつけていくことにつながると思います。

(増岡生涯学習振興課長) 公民館運営審議会につきましては、近々、きちんと説明を行う予定です。

(田原委員) 4月19日の社会教育委員会議終了後、審議結果をまとめて公民館運営審議会に報告する予定ですか。

(増岡生涯学習振興課長) 公民館運営審議会への説明の方法、時期は別途考えているところです。

(高塚委員) 公民館も課題を抱えているので指定管理者制度導入の議論が出てきたと思いますので、議論として「現状維持がよい」という結論にはならないと考えるのがいかがでしょうか。

(長澤副議長) もちろん、現在、公民館に関して課題があることは承知しております。

(田原委員) 平成24年以降、指定管理を導入している政令指定都市の事例について説明を受けてから、指定管理者制度の導入についていろいろ議論をし、意見を提案してきたと思います。

(西川議長) 現在、市全体として可能な限り指定管理者制度を導入していこうという方針があり、その中にこの指定管理の方向性もあるという理解でよろしいですね。

(大崎生涯学習部長) 公民館に指定管理者制度を導入するのは、行政改革ではなく、市民サービスを向上させることが目的です。

(金田委員) 民間企業でも、福利厚生施設や研修施設など以前は直営だったが、コスト・サービスの面で問題があるということでだんだん委託化にシフトしておりこれはおおむね成功しています。指定管理者制度の導入ということもこれと同じ考え方だと思われま。

現在、財政問題、サービスの不足の問題などをどのように解決していくか、公民館が大丈夫とは言えない状況では、問題を解決していく方策として、指定管理者制度の導入が必要だと思います。

諮問・答申の形式については、私は反対しないが、意見がまとまらない状況では、両論併記のこのままでいいのではないかと考える。

(西川議長) 金田委員のおっしゃるとおり、議論のまとめについては、両論併記にするしかないと思います。ただ、前回提案いただいた素案については、意見がありましたらなお引き続きお寄せいただきたいと思います。

(小川委員) 市の厳しい財政状況及び公民館の老朽化等を考えると、人件費を削減せざるを得ないと考えます。社会教育施設ではないので一律に比較はできないのですが、スポーツ施設で指定管理者制度を導入した際は、利用者アンケートでも「よくなった」との意見が非常に多く寄せられました。指定管理者導入後の成果として、スポーツ教室の開催件数の増加、障害者スポーツの普及、トップアスリートとの交流など、事業の質が向上しています。特に、「アクアリンクちば」は24時間営業になりました。直営では24時間営業するという発想自体ないと思います。24時間開いていることで、東京や埼玉からも千葉にスケートの練習をしにやって来て大変盛況となっております。このように民間の活力を導入することで市民の利便性が向上している例もあるので直営が必ず良いということではないと思います。

ただし、一点気になる記述があります。「基本施策2」の「公民館運営の透明性や公平性が確保でき…」では、現在の運営が透明性や公平性がないように読めてしまいます。また、私も公民館の受益者負担には反対です。

(西川議長) 現在、指定管理者制度を導入している市の施設は、コミュニティセンター、スポーツ施設、文化施設など数多くありますが、一応成功していると言ってよいでしょうか。

(大崎生涯学習部長) 導入当初は、行政・民間とも不慣れな部分があり戸惑ったため若干の不都合が発生したこともありますが、既に制度導入後相当な時間が経っており、各施設できちんと管理運営をするとともに定期的にモニタリングを行っていることから、制度導入の成果はそれなりに上がっており、利用者満足度も年々上がっていると聞いております。

(増岡生涯学習振興課長) 教育振興財団は完全な民間業者ではありませんが、それでも工夫を凝らして事業の質の向上に努めています。生涯学習センターでは、財団の指定管理後、講座の満足度は90%を超えています。利用率も、当初4割弱程度だったものを5割以上まで引き上げています。

(岩切委員) 指定管理者制度にも課題はありますが、メリットも多いので私としては幾分肯定的に捉えております。

私といたしましては、公民館という極めて公共性の高い施設に指定管理者制度がなじむかどうかという点が少し気がかりでした。指定管理者制度の利点を最大限生かしつつ公民館事業を慎重に進めていくためには、実績のある教育振興財団を非公募で指定し、連携してノウハウを活かしていくのはよい方法ではないかと考えます。

(小川委員) 仮に指定管理者制度が導入されたとき、47館の人員配置はどのよう

になるのでしょうか。現在、館長はじめ百人以上の職員が在籍していると思いますが、全員新たに雇用するということになるのでしょうか。

（大崎生涯学習部長） 具体的な職員の配置は市の方針決定後に教育振興財団と協議を進めていく必要があると考えています。41の地区公民館の館長は既に全員非常勤嘱託館長になっています。基本的な枠組みとしては、正規職員が配属されている6の中核公民館の職員が財団職員に置き換わるイメージです。

公民館は身近な公共施設として市民の方に定着しておりますので、地域の問題に今まで携わってくれている館の職員には、今後も財団の職員として勤めてもらいたいと考えています。また、勤務実績によっては、財団の非常勤嘱託職員から契約職員にランクアップすることも視野に入れながら、職員の確保を行っていきたいと考えております。指定管理者制度が導入されても現場が右往左往することがないようにしていきたいと考えておりますし、公民館運営審議会及び公民館運営懇談会は今後も残るような形で検討していきます。

（長澤副議長） 社会教育法第28条では、「公民館の館長は、当該市町村の教育委員会が任命する。」と規定されていますが、この問題はクリアできるのでしょうか。

（大崎生涯学習部長） 国での議論があったと思いますが、公民館・図書館・博物館の民間への指定管理者制度の導入に関し、文部科学省から「館長業務を含めた全面的な民間委託が可能である。」という見解を示しておりますので、我々もそれを踏まえて検討してきたところでございます。

（長澤副議長） 私は、2005年に文部科学省から全国社会教育・生涯学習主管課長会議で出された文書は正式な行政文書ではないので、その意義について大変疑問を持っております。

地方自治法が改正され指定管理者制度が導入されたときの2003年の総務省自治行政局長通知では、「個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができない。」としています。つまり、学校は学校教育法が管理主体を規定しているので指定管理者制度を導入できないわけです。公民館も地教行法で教育委員会が管理するものと明記されており、法的に問題があると考えます。

また、市の指針では、指定管理者は5年ごとに更新が原則であり、非公募が今後も守られていく保証はないため職員の継続性も担保できないと思います。

（大崎生涯学習部長） 文部科学省では、先ほど申しあげたとおり公民館に指定管理者制度を導入することを可能としております。従前は、社会教育法を踏まえた公民館長の任命が必要であるという認識であったことは承知しております。平成15年の地域再生推進本部において、必置職員に対する教育委員会の任命に関する規定が、公民館に指定管理者制度の導入がなかなか進まない要因となっているということが記録に残っています。その後、平成15年11月の経済財政諮問会議で、文部科学省は、館長業務を含めた全面的な民間委託が可能であることを明確に周知しているということをご理解いただきたいと思います。

法律では、期間を定めて指定することが規定されており、市の方針では原則5年、例外としてゴルフ場やアイススケート場などで約10年という場合もあります。公民館で指定管理者制度を導入するにあたって、指定する期間についてはまだ議論していませんが、仮に導入するのであれば公民館設置管理条例の改正が必要となりますので、その過程で当然議論されることとなります。ただ、公民館業務は民間参入が困難と考えているので選定を非公募で行うという大前提がございます。最低でも指定管理期間は5年で対応していきたいと考えております。

導入後のモニタリング結果等を踏まえ、稼働率や利用者満足度が向上することで、引き続き非公募で指定管理を継続していこうという流れになると思います。

最初から指定管理期間を10年、20年に設定すればよいではないかという議論がそこでも出るかも知れませんが、あまり指定期間を長期に設定しますと、どうしてもお互いマンネリ化してしまうということも予想されますので、制度の運用としてはおおむね5年をめでに定め、5年間で選定評価委員会の様々なチェックを受け、再度選定を受けるという流れの中で運用されるものと考えています。そうすることによって、教育振興財団が持つノウハウが公民館の職員に伝達され、社会教育主事の資格取得者や教員免許を持つ職員が増えるということになれば、今まで以上のノウハウが蓄積し市民のためになるのではないかと考えるところでございます。

(議長) 他になければ、以上で本日の会議を終了します。

(閉会)

問い合わせ先	千葉市教育委員会生涯学習部生涯学習振興課
電話	043-245-5954
ファックス	043-245-5992
電子メール	shogaigakushu.EDL@city.chiba.lg.jp